

1. 成分規格

【1】一般規格

容 器	セット 項目数	項目	料金 (税込)	必要量
金属製容器包装以外	3項目	混濁 沈殿物 大腸菌群	3,520円	製品 1本
金属製容器包装入り	4項目	混濁 沈殿物 大腸菌群 スズ	11,220円	

【2】個別規格

種 類		セット 項目数	項目	料金 (税込)	必要量 (注)	
ミネラルウォーター類	殺菌・除菌有	44項目	①	189,200円	製品 4本	
	殺菌・除菌無	CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上	15項目	②	44,000円	製品 3本
		CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満	17項目	③	62,700円	製品 4本
ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水		2項目	④	15,400円	製品 2本	
		※りんご果汁 の場合 3項目		37,400円	製品 3本	

(注) 製品1本につき500mL以上ご用意下さい。製品が500mL未満の場合は必要量に併せて本数を増やしてご提供願います。

2. 製造基準

【1】一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

【2】個別基準

種 類		セット 項目数	項目	料金 (税込)	採取費用		
ミネラルウォーター類	殺菌・除菌有	2項目	⑤	4,840円	弊社から採水場所までの距離により変動します。 お気軽にお問い合わせください。		
	殺菌・除菌無	CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上	2項目	⑥		4,840円	
		CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満	5項目	⑦		35,090円	
ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水	殺菌・除菌有	(①+⑤)	46項目	⑧		194,040円	
	殺菌・除菌無	CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上	(②+⑥)	17項目		⑨	48,840円
		CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満	(②+⑦)	20項目		⑩	79,090円

1. 成分規格

【1】一般規格

No.	項目	金属製容器包装以外	金属製容器包装入り	基準値
1	混濁	○	○	混濁したものであってはならない
2	沈殿物又は固形の異物	○	○	沈殿又は固形の異物のあるものであってはならない
3	大腸菌群	○	○	陰性
4	スズ	—	○	150.0ppmを超えるものであってはならない

【2】個別規格

No.	項目	ミネラルウォーター類			ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水	基準値
		殺菌・除菌有	殺菌・除菌無			
			CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上	CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満		
①	②	③	④			
1	アンチモン	○	○	○	—	0.005mg/L以下
2	カドミウム	○	○	○	—	0.003mg/L以下
3	水銀	○	○	○	—	0.0005mg/L以下
4	セレン	○	○	○	—	0.01mg/L以下
5	銅	○	○	○	—	1mg/L以下
6	鉛	○	○	○	—	0.05mg/L以下
7	バリウム	○	○	○	—	1mg/L以下
8	ヒ素	○	○	○	—	0.01mg/L以下
9	マンガン	○	○	○	—	0.4mg/L以下
10	六価クロム	○	○	○	—	0.02mg/L以下
11	亜塩素酸	○	—	—	—	0.6mg/L以下
12	塩素酸	○	—	—	—	0.6mg/L以下
13	クロロ酢酸	○	—	—	—	0.02mg/L以下
14	クロロホルム	○	—	—	—	0.06mg/L以下
15	残留塩素	○	—	—	—	3mg/L以下
16	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	○	○	○	—	0.01mg/L以下
17	四塩化炭素	○	—	—	—	0.002mg/L以下
18	1,4-ジオキサソ	○	—	—	—	0.04mg/L以下
19	ジクロロアセトニトリル	○	—	—	—	0.01mg/L以下
20	1,2-ジクロロエタン	○	—	—	—	0.004mg/L以下
21	ジクロロ酢酸	○	—	—	—	0.03mg/L以下
22	ジクロロメタン	○	—	—	—	0.02mg/L以下
23	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	—	—	0.04mg/L以下 (シス体とトランス体の和として)
24	ジブromクロロメタン	○	—	—	—	0.1mg/L以下
25	臭素酸	○	—	—	—	0.01mg/L以下
26	亜硝酸性窒素	○	○	○	—	0.04mg/L以下
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○	—	10mg/L以下
28	総トリハロメタン	○	—	—	—	0.1mg/L以下
29	テトラクロロエチレン	○	—	—	—	0.01mg/L以下
30	トリクロロエチレン	○	—	—	—	0.004mg/L以下
31	トリクロロ酢酸	○	—	—	—	0.03mg/L以下
32	トルエン	○	—	—	—	0.4mg/L以下
33	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	—	—	—	0.07mg/L以下
34	フッ素	○	○	○	—	2mg/L以下
35	ブromジクロロメタン	○	—	—	—	0.03mg/L以下

No.	項目	①	②	③	④	基準値
36	プロモホルム	○	—	—	—	0.09mg/L以下
37	ベンゼン	○	—	—	—	0.01mg/L以下
38	ハウ素	○	○	○	—	5mg/L以下
39	ホルムアルデヒド	○	—	—	—	0.08mg/L以下
40	有機物等(全有機炭素)	○	—	—	—	3mg/L以下
41	味	○	—	—	—	異常でないこと
42	臭気	○	—	—	—	異常でないこと
43	色度	○	—	—	—	5度以下
44	濁度	○	—	—	—	2度以下
45	腸球菌	—	—	○	—	陰性
46	緑膿菌	—	—	○	—	陰性
47	ヒ素	—	—	—	○	不検出
48	鉛	—	—	—	○	不検出
49	パツリン	—	—	—	(○) ※ ₁ (りんご果汁の場合)	0.050ppmを超えるものではあつてはならない

2. 製造基準

【2】 個別基準

項目	ミネラルウォーター類			ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水			基準値
	殺菌・除菌有	殺菌・除菌無		殺菌・除菌有	殺菌・除菌無		
		CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上	CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満		CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上	CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満	
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	—	—	○	—	—	—	陰性
腸球菌	—	—	○	—	—	—	陰性
緑膿菌	—	—	○	—	—	—	陰性
大腸菌群	○	○	○	—	—	—	陰性
細菌数	○	○	○※ ₂	—	—	—	100以下/mL (※ ₂ ⑦のみ5以下/mL、容器詰め直後の製品20以下/mL)
ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有) 個別規格①44項目及び個別基準⑤2項目	—	—	—	○	—	—	個別規格①及び個別基準⑤に適合であること
ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無、CO ₂ 圧力が20℃で98kPa以上) 個別規格②15項目及び個別基準⑥2項目	—	—	—	—	○	—	個別規格②及び個別基準⑥に適合であること
ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無、CO ₂ 圧力が20℃で98kPa未満) 個別規格②15項目及び個別基準⑦5項目	—	—	—	—	—	○	個別規格②及び個別基準⑦に適合であること